

STOP! 新成人の消費者トラブル 悪質業者はあなたが成人になるのを 待っています!

令和4年度 から「18歳で成人」

平成14.4.2~16.4.1生まれ → 令和4.4.1から成人

平成16.4.2~生まれ → 18歳の誕生日から成人

成人すると、未成年取消権*が使えなくなります。

(※未成年者の場合、保護者等の同意なしで行った契約は原則として取り消すことができます)

誰でも
簡単に
副収入

ネットワーク
ビジネス

リボルビング払いで
らくらく支払い

すぐ元が
とれる

将来への
投資

あなただけ
に教えます

今だけの
チャンス

初回
お試し
価格

いつでも
キャンセルOK



「おかしいな」「こまったな」と思ったら、すぐに相談を

消費者ホットライン



い や や
188

(最寄りの市町の消費者センター・相談窓口につながります)

福井県消費生活センター



0776-22-1102

(土・日も相談できます。
祝日は休館します。)

福井県嶺南消費生活センター



0770-52-7830

(土・日も相談できます。
第3日曜日と祝日は休館します。)

福井県

